

益田市でいちごづくり

はじめませんか？

～農業を始めたい方を応援します！～



美都いちご



いちごの「つくりて」
募集中！

益田市美都町の特産「美都いちご」

甘くて薫り高い美都いちごには、農家の愛情と努力が

ギュッと詰まっています！

そんないちごを育ててみたい方、農業に興味のある方に、

就農から独立までのステップを紹介します！

益田市の農業

益田市は、海・山・川の豊かな自然に恵まれたまちです。

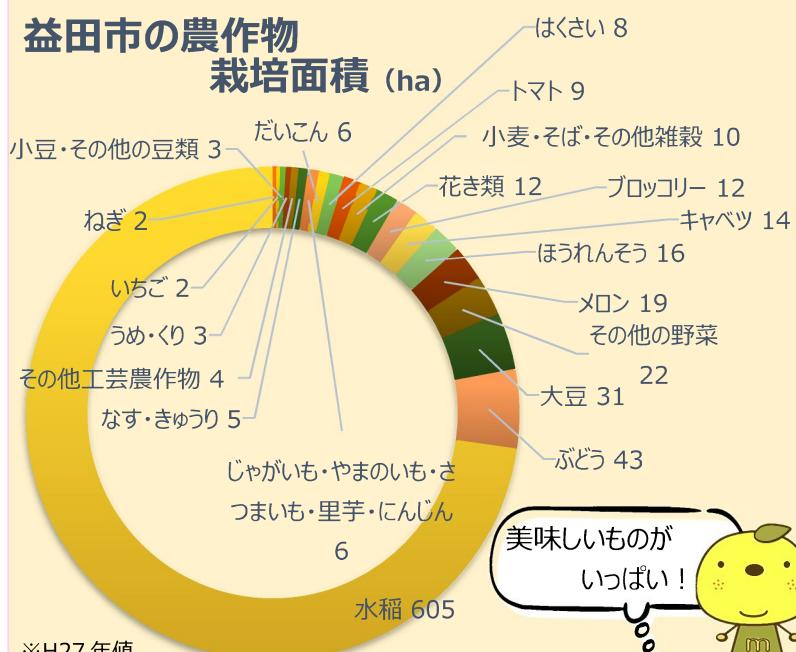
古くから農業を基幹産業としており、近年では、国営総合農地開発地をはじめ、基盤整備事業が実施された平野部での大規模な農業経営と、山間部における地域の特色を活かした農業経営が展開されています。

益田市の重点振興作物

水稻・大豆・畜産・メロン・トマト・いちご・たまねぎ・ぶどう・西条柿・柚子・トルコギキョウ・バラ・わさび・山菜

益田市の農作物

栽培面積 (ha)



ゆずのまち美都 キャラクター ゆづき

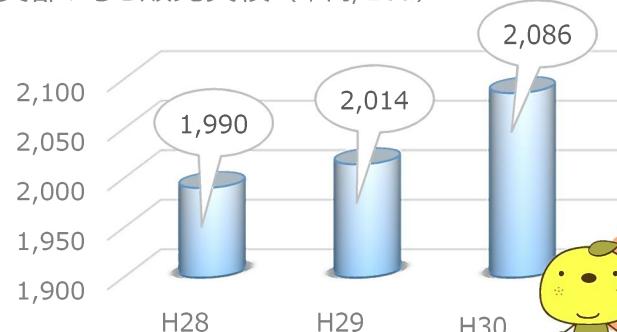
美都町のいちご

益田市美都町は「ゆずのまち」として知られている一方で、島根県内でも有数のいちご産地として認知されており、市場関係者からも厚い信頼を得ています。

平成 29 年、今後の更なる産地強化に向けた規模拡大と作業能率の向上に取り組むため、いちご農家による「美都いちご里づくり組合」を発足。同年から翌 30 年にかけて大規模な事業導入を実施し、生産環境の充実と良質ないちごの生産に向けて舵を切りました。

今後は、生産量の増加による市場での優位性を高めるとともに、併せて、観光農園による「見て」「食べて」「香りを感じる」近くで美味しい『美都いちご』の魅力発信にも取り組むこととしています。

美都いちご販売実績 (千円/10a)



美都いちごのはじまりは、昭和 54 年頃から…
歴史があります!!

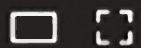
美都いちごの生産農家を紹介します！



田中農園



1 : 23 / 6 : 54



いちごの品種を示す札は、綾さんのお手製！

(右から)

田中 克典 さん

(美都いちご生産者組合 組合長)

田中 綾 さん

田中 晴久 さん

農業経営内容

イチゴ : 40 a

アールスメロン(夏作) : 3 a

サツマイモ : 15 a、イモ苗 : 2 a

水稻 : 20 a

いちご栽培品種 : かおりの・紅ほっぺ・
よつぼし・こいのか・
おいCベリー

【家族へひとこと】

克典さん : あと 10 年、がんばります！

綾さん : ONE TEAM でがんばりましょう(*^-^*)

晴久さん : 自分なりに、がんばります！





たなか かつのり
田中 克典 さん プロフィール

農業系の高校・大学校を卒業後、S60年就農。綾さんとは、30歳の時に結婚。

S53年の水田転作を機に、S54年から両親がいちご栽培を始める。H7~8年にかけて県外のいちご農家を視察。地元農協の勧めもあって、水耕栽培が主流でなかった時代に高設ベンチでの栽培を開始。H16年には、経営するいちご圃場のほぼ全体に導入し、近年は、いちごを主品目にした経営にシフト。

観光農園では、どのハウスでも様々な品種が楽しめるよう、1つのハウスで複数品種を栽培。「食べ比べコース」として人気を博している。

【これまでのこと】

農家の長男だったので、元から後を継ぐ気持ちもありました。ただ、東京での大学校時代は、全国の農家出身者が集まる環境で様々な知識を吸収する機会に恵まれた半面、農業に対する意識や経営規模の違いに愕然としたことを覚えています。「この先の地方での農業は、これまで通りのことを続けるだけでは生きていけないのでは…。」そう考えていた矢先、いちごの高設ベンチ栽培という転機が訪れました。

実際、高設ベンチでの栽培は、初期投資はかかるものの、作業効率が良く観光農園にも向いていると感じましたし、いちごは栽培技術の向上に比例して収量が増えるため、美都町での新しい農業の方向性が見えたと思いました。でも、経営が軌道に乗るまでは心労もあり、眠れない時期もありました。今思えば、「はじめの10年は休みなし！」ぐらいに働いていたような気がします。平成20年頃から徐々に経営が安定してきましたが、夫婦でパック詰めに追われたり、接客に追われたりと、大変だったことの話は、尽きることはありません。

今では、観光農園の評判も口コミで広がり、リピーターも増え、毎年顔を見るお客様も増えました。この頃思うことは、夫婦で農業に取組んできたこと、特に相方(妻：綾さん)へのありがたみでしょうか。夫婦で分かり合って作業をすると、色々な物事や様々な方面で対処する時に、「もめごと」にならなくてよいということ。相方は、「頼みになる。言わなくても分かる。」そう感じています。とりわけ、お客様とのおしゃべりや、商品に関するデザインなど、消費者を意識した対応や、女性ならでの感性には脱帽です。

【これから農業を始めようと考えている方・農業に興味のある方へ】

農業は、簡単ではないけれど、自分で食べるものを自分で作るのは楽しいですよ！経営が安定するまでは、それなりにストレスはありますが、作物が理解できてくると、グッと楽になります。農業は自分次第です。自分で決めて、自分でできることをやるしかない。でも、その分、達成感はあります。

美都いちごの生産農家は減少しています。後継者を残していくために、私たちは全力で応援しようと思っています。

部活だと思って覗いてみてください。待っているので、一緒にやってみませんか？



たなか はるひさ
田中 晴久 さん プロフィール

高専を卒業後、製造業会社勤務を経て、23歳で就農を決意。R2年5月まで田中農園で研修し、同年6月に就農。柚子・ブルーベリー・サツマイモを経営に加え、両親の指導を基に、自分なりの農業の方向性を模索中。

【これまでのこと】

物心ついた頃からいちご栽培は身近にあり、簡単な作業はよく手伝っていました。両親から「(農業を)継いでほしい」と言われたことはありませんでしたが、自分の中では、「いずれ継ぐんだろう」と漠然と考えていたように思います。会社勤めの頃は、対話が不得意だったせいで気疲れすること多かったのですが、農業に携わるようになってからは不思議と落ち着いてきたので、こっちの方が向いているのかも。でも、繁忙期には「いちごなんて見たくない！」とかは、思ってしまいます（笑）

研修としていちご栽培を勉強する中では、これまで手伝いでやってきた時とは違い、病気の見分け方や防除の仕方など、専門的・技術的な作業を経験し、色々なことがだんだん分かってきたを感じています。何より、自分のペースで取組むことができる所以、少しずつ勉強して、将来のことを考えていきたいです。

まだ、「自分のやりたい農業」の方向性は見えませんが、残業を減らしていくことや、観光農園への取組み方、市場出荷量を増加させる方法など、両親の仕事を見ながら自分で研究を重ねていきたいと思っています。



美都いちごの生産農家を紹介します！



(有)アグリみと



1 : 23 / 6 : 54



(有)アグリみと プロフィール

H7年設立の美都町農業支援センターを前身とし、H11年に設立。H14年に農業生産法人として定款を変更。H27年には草野農園と経営を統合し、現在に至る。

農業法人として、地域農業の牽引のみに留まらず、地域雇用の受け皿として貢献している。また、農業体験や研修生の受け入れに対しても積極的で、後進育成の一翼を担っている。

(左から)

くさの かずま
草野 和馬さん

((有)アグリみと 取締役)

くさの ゆういち
草野 祐一さん

((有)アグリみと 代表取締役)

栽培品種

かおりの・紅ほっぺ・
おいCベリー・よつぼし

農業経営内容

水稻：12ha、ベビーリーフ：1ha、イチゴ：71a、ナス：20a、水仙：70a、球根：50a





(有)アグリumi 取締役 草野 和馬さん プロフィール

工業大学を卒業後、県外で会社員を経験。30代の頃、父親がけがをして農業を手伝う流れになり、そのほかにも転機となる出来事が重なったことで就農。R2年7月まで法人の代表取締役を務め、後継者へ経営移譲。引き続き、農業を通じた地域への関わりや新たなコミュニティの場の創出について思案している。

農業法人としては、いちご栽培のほか、水稻と県外企業から生産を受託しているベビーリーフが主要品目となっている。また、島根県版GAPである「美味しいね認証」をベビーリーフ・チングンサイで取得しており、安心安全な食品の提供と、環境保全、労働安全への配慮に努めている。

【これまでのこと】

昔から、後継ぎという気持ちはあって、なるべくして農家になったように思います。就農した頃は、水稻以外にも色々な作物を栽培し、メロンやスイカ、かぼちゃも作ってみました。試行錯誤の結果、いちご栽培に戻ってきて現在に至ります。

昭和の頃、美都いちごは、『味と鮮度は日本一！』が謳い文句でした。当時は、「朝採れいちご」が流行りで、早朝3時頃から収穫してパック詰め、6時には出荷。当然、農家の体が持たなくなつて、組合(美都いちご部会)を設立して改善に取組んだことを憶えています。また、当初は土耕栽培でしたが、平成元～2年頃に萎黄病^{いおうびょう}が蔓延したことをきっかけに、地区内で栽培方法を検討する中で高設栽培に辿り着いた経緯があります。高設ベンチでの栽培に取組んだのは、市内でも早い方だったんじゃないかな。その後は、品種改良や栽培方法も進化して作りやすくなり、上手くいっていると思います。

ただ、いちご栽培は順調に進んできたわけではなく、災害にも悩まされました。平成3年の台風でハウスが全壊した時には、昭和58年の水害を乗り越えた後だつただけに、落ち込むより先に怒りが突き抜けてしまい、相手が自然なので怒りのやり場に困ったことも…。冬場に降雪や大風で被覆フィルムが破れ、手がかじかむ中、修繕して回ったこともあります。そんなこともありましたが、現在は、後継者である子ども達の影響もあって、新しい試みもどんどん取り入れるようになり、経営は安定しています。

美都町では、農業が地域に根付いています。これからも、公民館や学校を通じて地域や子ども達に農業を教えるなど、積極的に関わりを持っていきたいと考えています。

【これから農業を始めようと考えている方・農業に興味のある方へ】

基礎技術の習得や資金繰りは大変ですが、農業は、楽しいですよ！美都町で農業するなら、いちご+aの経営をお勧めします。意欲があることはもちろん重要ですが、地域に馴染めるかどうかも大切なことだと思います。最初は難しいかもしれません、地域の情報を取り込んで、少しずつでいいので、行事などにも参加してみてください。

美都町では起業する人が増えており、次代が育っていると感じています。若い人と話す機会があることはいい刺激になります。農業に興味のある方も、ぜひ。バックアップは任せてください。この調子で、若い世代が増えてくれることを期待しています。



(有)アグリumi 代表取締役 草野 祐一さん プロフィール

島根県農業大学校を卒業後、22歳で自家就農。高校卒業時には、農業試験場でいちご栽培の研修に取組み、大学時代もいちご農家で研修を受けるなど、一貫していちご栽培に携わってきた。経営統合後は、(有)アグリumiのいちご部門を担当し、規模拡大と品質の向上に努めている。R2年7月に経営継承。

【これまでのこと】

農業以外の仕事を知らなかつたので、就農に違和感はありませんでした。ただ、経営する上では、他の仕事を経験していれば分野を超えて違う視点が持てたかもしれないとも思います。

現在、法人のいちご部門を任せていますが、美都いちごの栽培は祖父の代から始まつたと聞いています。先人の基盤と技術や品種改良などの進歩があつて、今でこそ経営が安定してきましたが、苗が病気で枯れて数量が確保できなかつたり、受注と生産量が釣り合わなかつたこと、病気や災害で出荷ができなかつたことなど、苦い経験もたくさんあります。

今後は、観光農園での採算次第で、さらなる規模拡大も検討しています。美都は地方なので、企業参入は難しい土地柄ということもあります。観光農園は、人を呼び込む仕組みづくりの手段のひとつだと考えています。また、現在はITやSNSの普及によって市外にお金が落ちてしまいがちな時代なので、「アグリumi」として少しでも地域へ利益を還元し、雇用の面でも循環の手伝いができるように努めていきたいです。

農業は、起業するようなもの。自分に責任を持って臨めば、失敗もカバーできるものです。手をかけた分は自分に返ってくるところが面白い。面白くなかったら続けられません。農業が夢のある仕事として捉えてもらえるようになるといいなと思っています。

美都いちごは、高設ベンチ栽培。
農家の培ってきた経験と知識が原点です。

でも、これから就農する場合には、何が必要？

いちご農家
の基礎知識



「1年流れはどうなっているの？」
「必要な設備や資金はどのくらい？」

基本的な情報を
抜粋して紹介します！

年間スケジュール (栽培品種: 紅ほっぺ・かおりの・おいCベリー・よつぼし・こいのか)

H30年度 島根県農業経営指導指針より抜粋



資本装備

※償却額は、使用年数で試算

H30年度 島根県農業経営指導指針より抜粋

種別	構造・能力	数量	事業費(円)	法定耐用年数	使用年数	年償却額(円)	部門		
							負担率(%)	償却額	10a 儻却額
作業場・格納庫	プレハブ 66 m ²	1	2,640,000	17	26	101,540	10	10,154	4,700
本圃パイプハウス	7.2m×50m×3連棟	2	20,952,000	10	15	1,396,800	100	1,396,800	646,666
予冷庫	3.3 m ³	1	303,000	7	11	27,545	100	27,545	12,752
養液栽培システム	46m×16列/連棟:736m	2	7,017,888	7	11	637,990	100	637,990	295,365
培地加温装置	灯油ボイラー、三相 200V	2	1,522,000	7	11	138,364	100	138,364	64,057
軽トラック	660cc	1	850,000	10	15	141,667	100	141,667	65,586
動力噴霧機	可搬式、6PS	1	232,284	10	15	21,120	10	2,112	977
炭酸ガス発生機	CO ₂ 5.0kg/h、LPG	2	424,000	7	11	38,545	100	38,545	17,844
温風式暖房機	100,000kcal/h、LPG	2	1,866,240	7	11	169,658	100	169,658	78,545
計		35,807,412				2,673,229		2,562,835	1,186,492

経営収支モデル (単位: 円・時間)

H30年度 島根県農業経営指導指針より抜粋

区分	10aあたり	算出基礎
粗収益	主産物 5,930,650	単価 1,078.3円 数量 5,500kg
	副産物等	
	合計(A)	5,930,650
経常費	種苗費 9,609	フリー苗 (120株 5年に1度更新)、本圃 10倍増殖
	肥料費 121,748	液肥 121,748円
	農業薬剤費 105,516	殺菌剤 55,925円 殺虫剤 46,742円 その他 2,849円
	動力光熱費 699,408	ガソリン 13,976円 他油類 97,000円 電気 126,240円 その他 462,192円
	諸材料費 240,216	その他 240,216円
	小農具費 62,967	
	共済掛金 8,400	園芸施設共済
	販売経費 775,166	出荷資材 216,170円 手数料 436,496円 運賃 122,500円
	減価償却費 1,186,492	建物 4,700円 施設 1,018,840円 機械 162,952円
	修繕費 98,872	建物 611円 施設 68,970円 機械 29,291円
	負債利子 57,678	償却資産取得額の50%を利率1.5%で借入
	その他	水利費 貸借料・料金 雇用労働費 支払地代 その他
	合計(B)	3,366,072
所得(A-B)	2,564,578	所得率 43%
総労働時間	1,737.0	



就農までの流れ…

いちご農家として就農するには、
どうしたらいいの??

まずは、ご相談ください。
サポートチームが支援します！

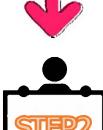
農業って、始めるには何が必要？ スタートまでの道のりをリサーチ!!



①就農相談 → 現地見学 → 農業体験

就農に至る道のりや疑問等を相談し、情報収集で不安を解消しましょう。
さらに、実際に農業を見学・体験することで、将来像を描くことができます。

なるほど



②就農準備研修（農業技術の習得）

就農に必要な技術を習得するために、研修を受ける必要があります。

- Ⓐ 農業法人等で働きながら技術習得 → 「(有)アグリミト」で学ぶ！
- Ⓑ 研修機関で学びながら技術習得 → 島根県農林大学校等で学びましょう！
- Ⓒ 農家で働きながら技術習得 → 「田中農園」で学ぶ！



③独立準備（就農計画の策定、住宅・経営資金・農地・機械施設・労働力の確保）

市・県・JAで構成する「サポートチーム」と相談しながら、就農計画を作成し、認定を受けます。就農計画作成の際には、以下の事項が重要となりますので、独立後の安定した経営を確保するために、納得するまで検討しましょう！

うーん



農地…賃借？ 購入？
機械や施設…新規導入？ 中古物件を活用？
運転資金・住宅・労働力の確保・販路の確保
etc…



※就農に関する各種情報は、(公財)しまね農業振興公社からもご確認いただけます。

HPはコチラ



④独立就農

就農計画に基づき、5年後の経営安定を目指します。



START!



「美都いちご生産者組合」では、空きハウスのリースを行うことを検討しています。
就農時の初期投資の大幅な削減が期待できますので、ご相談ください。



ハウス内部（一例）

【リース可能ハウス詳細】

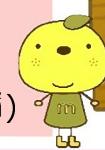
所在地：益田市美都町仙道
リース棟数：1棟から
間口：6~7.2m 全長：30~49m
総棟数(総面積)：6棟(1,807.2 m²)

【リース可能ハウス詳細】

所在地：益田市美都町三谷
リース棟数：1棟から
間口：7.2m 全長：58~60m
総棟数(総面積)：7棟(3,009 m²)

ご注意ください！

リース可能ハウスの情報は、
予告なく変更になる場合があ
ります。詳細は、市農林水産
課へお問い合わせください。



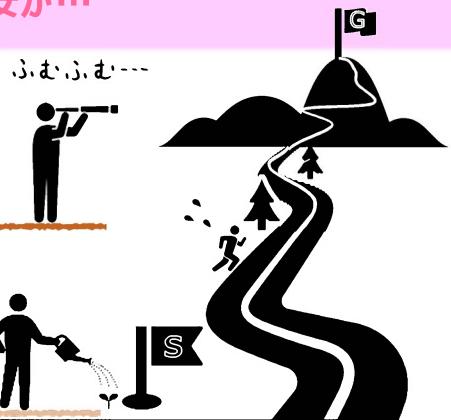
研修中や就農準備、独立就農後…

新規就農には、資金面や生活面での不安が…

就農サポート
あれこれ

経済的な不安を解消するために

行政サポートがあります!!



農業体験期間中の支援

UI ターンしまね産業体験事業((公財)ふるさと島根定住財団)

対象者：県外在住の UI ターン者

助成期間：3ヵ月以上 1年以内

助成額：12 万円/月

※ただし、実家に居住する場合は、6 万円/月

親子連れ助成額：3 万円/月(1世帯あたり)

益田市農林水産就業支援助成金(市)



(公財)ふるさと島根定住財団の
HP はコチラ



※くらしまねっと
HP はコチラ



対象者：益田市内に住所を有する者 交付期間：1年以内 交付額：10 万円以内/月

※ただし、(公財)ふるさと島根定住財団、(公財)しまね農業振興公社等から補助金を受けている場合の交付額は、3 万円以内/月

島根県の農業体験 Data

公益財団法人ふるさと島根定住財団

☆UI ターン

しまね産業体験事業
島根県への UI ターンを促進するため、県外在住者が県内の受け入れ先で、一定期間、農林漁業等の産業体験を行う場合の助成事業

公益財団法人しまね農業振興公社

☆農業体験先の紹介・斡旋 ☆求人情報の紹介
☆農業体験プログラム、受入れ可能な市町の紹介

☆しまね農業
体験プログラム
希望に沿った
地域・作物での
体験をアレンジす
るオーダーメイド形
式の現地見学
(1泊 2日)

☆ご縁の国しまね
就農相談バスツアー
東京・大阪・広島を発着と
するツアーを、年2回(8月・
11月/2泊3日)実施。県
内の新規就農者の受け入れ
に力を入れている産地・市町
村を巡る。

農業技術習得期間中の支援

農業次世代人材投資事業(準備型)(国)

※所定の要件を満たさない場合には、返還規定があります。

交付期間：最長 2 年

交付額：交付期間 1 年につき 1 人あたり最大 150 万円

対象者：①就農予定時の年齢が 50 歳未満であること

(交付要件) ②島根県農業大学校で研修を受けること

③研修期間が概ね 1 年かつ概ね 1,200 時間以上であること

④常勤の雇用契約を締結していないこと

⑤生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと

※1 概ね 1 年以上の研修であり、島根県農業大学校等での研修であること

※2 5 年以内に認定新規就農者が認定農業者になること

※3 交付期間の 1.5 倍(最低 2 年) 以上の期間、就農を継続すること

上記 2, 3 の双方を満たさない場合は、全額返還

就職氷河期時代の新規就農促進事業（国）※所定の要件を満たさない場合には、返還規定があります。

交付期間：最長 2 年

交付額：150 万円以内/年

対象者：①就農計画の承認申請時の年齢が原則 30 歳以上で、かつ、就農予定時年齢が 49 歳以下
(交付要件) (就農氷河期(1993～2004 年頃)に学校卒業期を迎えた世代) であること

- ②交付主体が認める研修機関等で、概ね、1 年以上かつ年間 1,200 時間以上の研修を受けること
- ③常勤の雇用契約を締結していないこと
- ④生活費の確保を目的とした国の他の事業や過去に農業次世代人材投資事業等の給付を受けていないこと
- ⑤親元就農する場合は、家族経営協定を締結し、就農後 5 年以内に経営継承すること
- ⑥独立・自営就農する場合は、就農後 5 年以内に認定新規就農者の認定を受けること
- ⑦前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること
- ⑧一農ネットに加入していること
- ⑨傷害保険に加入すること

多様な担い手確保・育成事業費補助金(県)【農業人材投資事業】

※基本的には、前記「農業次世代人材投資事業(国)」に基づく者を対象とする。

【UI ターン準備型】

交付期間：1 年間

交付額：12 万円/月（最大 144 万円/年）

【県内在住者準備型】

交付期間：1 年間

交付額：6 万円/月（最大 72 万円/年）

対象者：UI ターン準備型・県内在住者準備型 共通

- (交付要件)
- ①認定新規就農者を目指し県外から UI ターンしようとする者、UI ターンして 1 年以内で就農が定着していない者
 - ②就農時、50 歳以上の者
 - ③県が認めた研修機関等で研修を受けること
 - ④研修期間が原則 6 ヶ月(最長 1 年間)かつ概ね 600 時間以上であること
 - ⑤先進農家等で研修を受ける場合には、当該農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと
 - ⑥先進農家等が研修先として適切であること
 - ⑦常勤の雇用契約を結んでいないこと
 - ⑧原則として生活費の確保を目的とした国や地方公共団体の他の事業による交付を受けておらず、かつ、国の農業次世代人材投資資金・青年就農給付金・就農給付金の給付若しくは半農半 X 支援事業による助成を受けたことがないこと
 - ⑨研修終了後に親元就農する場合は、就農にあたって家族経営協定等により責任や役割を明確化すること及び、就農後 5 年以内に当該農業経営を継承すること
 - ⑩就農後、1 年以内に認定新規就農者の認定を受けること
 - ⑪前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること
 - ⑫傷害保険に加入すること
 - ⑬UI ターン者は、就農開始後、県内に 5 年間居住すること

益田市農林水産就業支援助成金(市)

交付期間：研修期間内 交付額：10 万円以内/月 対象者：益田市内に住所を有する者

※ただし、(公財)ふるさと島根定住財団、(公財)しまね農業振興公社等から補助金を受けている場合の交付額は、3 万円以内/月



就農にあたっての支援

青年等就農資金(国)【新規就農者向けの無利子資金】



対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

資金使途：施設・機械等の取得など（農地等の取得は除く）

貸付限度額：3,700万円(特認限度額：1億円)

貸付利率：無利子

償還期限：17年以内（据置期間：5年以内）

担保等：実質無担保・無保証人

農業次世代人材投資事業(経営開始型)(国) ※所定の要件を満たさない場合には、返還規定があります。

交付期間：最長5年

交付額：交付期間1年につき1人あたり最大150万円 ※前年所得により、交付額に変動有

対象者：①就農予定時の年齢が50歳未満であり次項の要件を満たす独立・自営就農者であること
(交付要件)
②農地の所有権又は利用権を有し、主要な農業機械や施設を所有又は借用していること
③生産物等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
④売上げや経費の支出等経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理すること
⑤青年等就農計画の認定を受けた者で、計画の達成が見込まれる者であること
⑥人・農地プランに位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること
⑦生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと
⑧一農ネットに加入していること
⑨園芸施設共済等に加入している、又は加入が確実と見込まれる者であること

強い農業・担い手づくり総合支援交付金(国)

【先進的農業経営確立支援タイプ】

内容：広域に活動する農業経営体等が、経営の高度化のために必要とする農業用機械等の導入支援

対象：人・農地プランに位置づけられた中心経営体等、認定新規就農者等

補助率：3/10以内等

上限額：個人1,000万円 法人1,500万円等

【地域担い手育成支援タイプ】

内容：農業者が経営基盤を確立し、さらに発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援

対象：農業者(認定新規就農者等)

補助率：3/10以上等

上限：300万円等



益田市農林水産就業支援助成金(市)

交付期間：研修期間内

交付額：10万円以内/月

対象者：益田市内に住所を有する者

※ただし、(公財)ふるさと島根定住財団、(公財)しまね農業振興公社等から

補助金を受けている場合の交付額は、3万円以内/月

多様な担い手確保・育成事業費補助金（県）※所定の要件を満たさない場合には、返還規定があります。

【農業人材投資事業（経営開始型）】

※基本的には、前記「農業次世代人材投資事業（国）」に基づく者を対象とする。

交付期間：2年間

交付額：72万円/年（夫婦型：72万円×1.5）※2年目は、前年所得が250万円未満であること

対象者：①就農時、50歳以上65歳未満の認定新規就農者であること

（交付要件）②交付期間と同期間、営農を継続すること

③県版GAPに取り組むこと

【担い手不在地域継承支援事業】

内容：中山間地域の担い手不在地域における就農を支援し、担い手不足の解消を図る。

交付期間：最長2年間

交付額：6万円/月

対象者：①UIターン者（3親等以内の親族から農業経営を継承しようとする者を除く）を除く県内に居

（交付要件）住する者であって、親族等から中山間地域担い手不在地域の農業経営を継承する者

②農業経営開始時の年齢が、原則65歳未満であること

③農業経営開始から5年以内に農業専業経営を行う者であること

④農業経営の移譲者から農業経営に係る指導・助言を受けること

⑤農地の所有権又は利用権を有し、主要な農業機械・施設を所有又は借用していること

⑥生産物等を自己の名義で出荷・取引すること

⑦経営収支を自己名義の通帳及び帳簿で管理すること

⑧農業経営に関する主宰権を有していること

⑨GAPに取り組むこと。また、県版GAPを交付決定後1年内に取得し農場管理を行うこと

⑩本事業と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと

【半農半集落営農支援事業】

内容：定年を機に地域の農業維持に取組む者の営農組織への参画を支援し、地域に貢献する農業者を育成する。

交付期間：最長2年間

交付額：6万円/月

対象者：①UIターン者を除く県内に居住する者

（交付要件）②農業経営開始時の年齢が、原則50歳以上65歳未満であること

③新たに一定規模以上（農産物販売金額50万円以上より高い目標）の営農を行う予定であること

④集落営農組織へは組合員として属し、水稻基幹作業や多角化部門の中心的なオペレーターとして業務に携わること

⑤原則として、本事業と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと

自営要件

①原則として、農地の所有権又は利用権を当該実践者が有していること

②生産物等を実践者の名義で出荷・取引すること

③経営収支を実践者名義の通帳及び帳簿で管理すること

④農業経営に関する主債権を有していること

⑤GAPに取り組むこと。また、県版GAPを交付決定後1年内に取得し農場管理を行うこと

集落営農組織業務要件

①当該実践者が属する集落営農組織は、経営多角化に取組む・又は法人化の計画のある組織であり、実践者が組織での業務に関わること

新規就農者整備支援事業費補助金(県)

【自営就農開始支援事業】

内容：認定新規就農者等が農業経営を開始する場合に必要な施設等の整備に要する経費を助成

対象者：①認定新規就農者等

- (交付要件) ②農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等又は新たに農業経営を営もうとする青年等であること
③青色申告を行い、帳簿書類を保存していること
④GAPに取り組むこと。また、県版GAPを交付決定後1年内に取得し農場管理を行うこと
⑤農業ハウス及び灌水設備や養液システム等の付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置を設置すること

補助率：1/3以内（ただし、上記「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の助成を受ける場合は、当該助成額を減じた額とする。）

1事業当たり補助金額：1,000万円以内 対象事業費：1施設当たり30万円以上

【経営継承促進対策事業】

〈1〉施設・機械整備支援

内容：農家子弟又は第三者への経営継承が見込まれる認定農業者が、経営基盤を強化した上で経営移譲を行うために必要な施設等の整備に要する経費を助成

対象者：①経営移譲者が認定農業者であること

- (交付要件) ②個人経営又は一戸一法人であること
③事業実施年度から5年以内に農家子弟（経営継承時65歳未満の子・孫、又はその配偶者。）又は第三者（経営継承時65歳未満で農家子弟以外の者。）が経営を継承することが確実であると見込まれる者
④経営継承者は、経営継承計画を作成する者
⑤経営継承計画に基づき経営の全部を継承し、認定新規就農者又は認定農業者になること
⑥青色申告を行い、帳簿書類を保存していること
⑦GAPに取り組むこと。また、県版GAPを交付決定後1年内に取得し農場管理を行うこと
⑧農業ハウス及び灌水設備や養液システム等の付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置を設置すること

補助率：1/3以内

1事業当たり補助金額：3,333千円以内 対象事業費：1施設当たり30万円以上

〈2〉改良・改修支援

内容：経営継承者が経営継承によって取得した施設等の改良・改修に要する経費を助成

対象：経営移譲者の要件

- ①認定農業者であること②個人経営又は一戸一法人であること
③事業実施年度から5年以内に農家子弟（経営継承時65歳未満の子・孫、又はその配偶者。）又は第三者（経営継承時65歳未満で農家子弟以外の者。）が経営を継承することが確実であると見込まれる者
④経営継承計画を作成する者

経営継承者の要件

- ①認定新規就農者若しくは青年等就農計画を作成し、県内において農業経営を開始して専業的に農業に従事することが見込まれる者。又は、認定農業者若しくは農業経営改善計画を作成し、県内において農業経営を開始して専業的に農業に従事することが見込まれる者
②経営を継承し農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等、又は、新たに農業経営を営もうとする青年等であること
③すでに経営継承した者である場合は、個人経営又は一戸一法人であること
④事業対象とする施設・機械が経営継承計画、又は経営継承報告に記載され、認定農業者等から継承された施設・機械を所有する者であること

補助率：1/3以内 1事業当たり補助金額：2,000千円以内 対象事業費：1施設当たり30万円以上

雇用就農における支援

農の雇用事業（国）

※研修生には年齢制限があります。

農の雇用事業の

HPはコチラ



【雇用就農者育成・独立支援タイプ】

内容：農業者が、雇用した新規就農者に農業・経営技術を習得させるために必要な研修費用の助成

助成額：研修生 1人あたり年間最大 120万円（※新規就農者への研修費用：月額最大 9万7千円）

助成期間：最長 2 年間

【新法人設立支援タイプ】

内容：地域の担い手となる新たな法人設立のために、農業法人又は個人経営者が就農希望者を一定期間雇用し、農業技術・経営能力を習得させるための研修費用の助成

助成額：研修生 1人あたり年間最大 120万円（※ただし、3年目以降は年間 60万円）

助成期間：最長 4 年間

【次世代経営者育成タイプ】

内容：次世代の経営者を育成するため、国内外や異業種間の法人に職員を派遣する研修費等を助成

助成額：研修生 1人あたり年間最大 120万円（月最大 10万円）

助成期間：最短 3カ月～最長 2 年間

「半農半 X」への支援

「半農半 X」（兼業就農）支援事業（県・市）

半農半 X 事業(県)の

HPはコチラ



内容：県外から UI ターンし、兼業収入等を加えた「半農半 X」型での就農を希望する者に対し、農村への移住から定住までの各段階における総合的な支援を行う

対象者：①原則 65 歳未満で、県外から UI ターンした者

②市町村が認定した半農半 X 実践者

【就農前研修経費助成事業】

※研修終了後、1年以内に就農し、引き続き 5 年間以上県内において定住しかつ就農していない場合、全額返還

内容：就農前に行う研修期間中に必要な経費等の助成

補助率：10/10(県) 助成額：12万円/月 助成期間：1年以内

要件：①研修期間が原則 6 カ月(最長 1 年間)かつ概ね 600 時間以上

②先進農家等で研修を受ける場合は、経営主が親族(三等親以内)でないこと

③生活費の確保を目的とした国及び地方公共団体による給付を受けていないこと

④夫婦個別で取組む場合は、それぞれを助成対象とする

【定住定着助成事業】

※助成期間を含め、5 年間以上県内において定住しかつ就農していない場合、全額返還

内容：半農半 X 実践者の定住・就農開始後の経費を助成

補助率：1/2(県) + 1/2(市)

助成額：12万円/月(夫婦共同経営は、18万円/月) 助成期間：1年以内

夫婦共同経営の要件：①夫婦それぞれが半農半 X 実践者として就農していること

②家族経営協定を締結しており、夫婦の役割分担が規定されていること

③当該農業経営から生じる損益が夫婦各々に帰属すること

半農半 X って??



【半 X の例】自営で新規就農者自身の農業を行う傍ら…

*近隣の農業法人などでも農作業に従事する「半農半農」 *庭の剪定作業を行う「半農半庭師」

*醸造会社で酒造りに携わる「半農半蔵人」 *冬季の高速道路などの除雪作業に従事 etc…。

半農半X開始支援事業【ハード事業】(県)

内容：県外からUIターンし、兼業収入等を加えた「半農半X」型での就農を希望する者に対し、農村への移住から定住までの各段階における総合的な支援を行う

対象者：①半農半X実践計画に基づき、県内において就農している者（又は就農が見込まれる者）
②農業経営を開始した日の属する月の1日から起算して、農業経営開始後3年以内の者

【半農半X開始支援事業（ハード事業）】

内容：半農半X実践計画書に従って農業経営を開始する場合に必要な次の事業に係る支援

- ①施設・機械の購入・設置経費
- ②素畜導入経費
- ③果樹等植栽経費
- ④排水改良・土壤改良その他作付条件等生産基盤整備経費

補助率：1/3以内(県) 上限額：100万円/月(1施設等あたり20万円以上の事業が対象)



益田市って どんなところ？

益田市は、島根県の西端に位置し、広島・山口両県と接する県内最大の市です。北は日本海を臨み南は中国山地に至り、古くから山陰と山陽を結ぶ交通の要衝地として発展してきました。

市の三方は中国山地に連なる山々に囲まれ、南西部から北西部へ向け一級河川高津川が、東部から北部へ向け二級河川益田川が日本海へ注ぎます。

気候は、平野部では県内で最も長い日照時間有するなど、比較的温暖で雨量も少ない傾向にあります。が、山間部では日中の寒暖の差が激しく、冬季の積雪も珍しくありません。



益田市の基本 Data



車は必需品！

※面積・平均雨量・平均気温はH27年値
※教育・医療情報は、R2年値

人口 45,790人（令和2年6月末日現在）



世帯数 21,385世帯（令和2年6月末日現在）

面積 733.19 km²



年平均雨量 1,500～1,700 mm



平均気温 15～16℃



教育 保育施設35（保育所25 認定こども園6 事業所内保育施設4） 幼稚園3

小学校15 中学校10 高等学校4 特別支援学校1 職業訓練校1 看護学校1



医療 総合病院2 その他一般診療施設有（小児科も充実しており、子育て世代にも安心です。）



住宅 空き家バンク制度による住宅紹介可。市営住宅等は、要件を満たす場合入居可能。

教育に関する
詳細はコチラ



医療に関する
詳細はコチラ



子育てに関する
詳細はコチラ



空き家バンクに
関する詳細はコチラ



島根県住宅供給公社に
関する詳細はコチラ



「まだ暮らし」
パンフレットはコチラ
(R2年度版)



市営住宅（一例）

アクセス



東京

飛行機：「羽田空港」から1時間30分
自動車：11時間
新幹線・列車：8時間

大阪

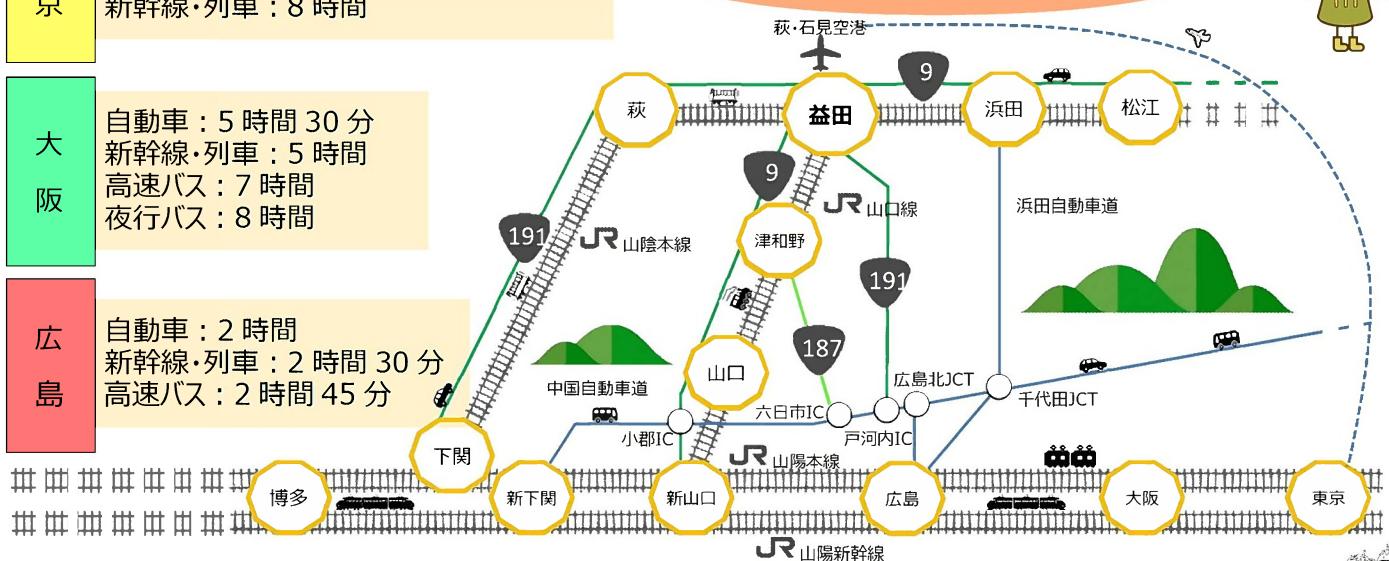
自動車：5時間30分
新幹線・列車：5時間
高速バス：7時間
夜行バス：8時間

広島

自動車：2時間
新幹線・列車：2時間30分
高速バス：2時間45分

【共通経路内訳】

自動車⇒「浜田IC」または「戸河内IC」経由
新幹線・列車⇒「新山口駅」まで新幹線+山口線特急



益田市の見どころ

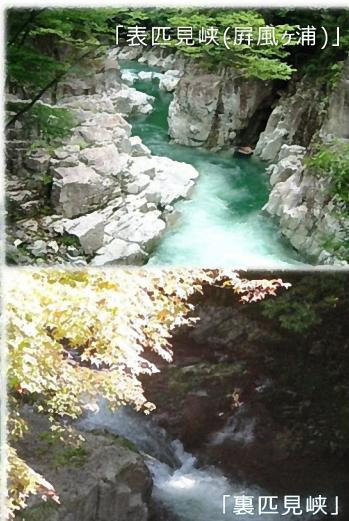
益田市の見どころを紹介します！



「一級河川 高津川」



「匹見峡
(治郎左衛門淵)」



「裏匹見峡」



「石見神楽(大蛇)」

「石見神楽(鐘馗)」

伝統芸能「石見神楽」は、神事から派生し奉納舞として各地域に伝承されてきたと伝えられています。特注の豪華絢爛な衣装や、各地域の社中が様々な演目を持ち、連綿と継承してきた各々の型で舞われることが特色です。2019年には、日本遺産に登録されています。



市内には、赤瓦屋根の家並みが多く見られ、海の青や山の緑、雪景色に良く映えます！



「三里ヶ浜(持石海岸)」



「津田海岸と津田のまち並み」



「飯浦海岸と人形岩」

赤瓦は、「石州瓦」と言され、益田市を含む石見地方では一般的な屋根材です。

市内にある「島根県芸術文化センター『グランツワ』」は、石州瓦 28万枚を屋根材・壁材等に使用した建築で、陽光にきらめく美しい外観は、石州瓦特有の魅力があります。その外観と相まって、芸術文化の発信拠点として市内外から親しまれています。



「島根県芸術文化センター『グランツワ』」

市内には、国指定文化財をはじめとした史跡等が多数あり、古からの歴史・文化に触れることができます。



祝・日本遺産登録



「万福寺 雪舟庭園」

「医光寺 雪舟庭園」

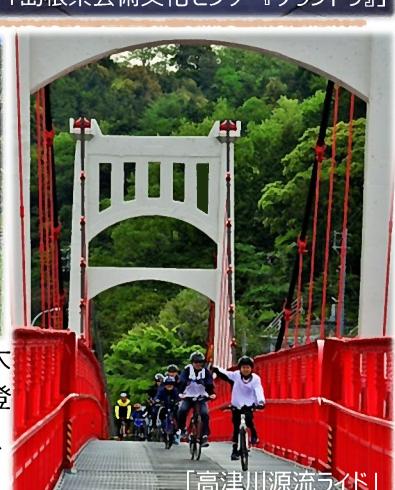
「歴史・文化」



「アイランド自転車競技選手団事前キャンプ」



「益田I・NA・KAライド」



「高津川源流ライド」

サイクリング



益田市は、『2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、地域活性化や大会参加国等との相互交流を図る自治体』として、「アイランド」を相手国とするホストタウンに登録されました。アイランド自転車競技選手団の事前キャンプを通じ国際交流を深めていく他、サイクリングに関する各種イベントを開催するなど、「自転車によるまちづくり」に取組んでいます。

美都情報

美都町の見どころを紹介します！



美都町は、益田市の北東部に位置します。

四方を山々に囲まれた典型的な中山間地域であり、市街地へのアクセスには乗用車で30分程度を要します。



温泉

源泉かけ流し！
“美肌の湯”「美都温泉湯元館」では、冬至の季節、美都産のゆずを浮かべる「ゆず湯」が好評です。



金谷城山桜



安養寺枝垂桜

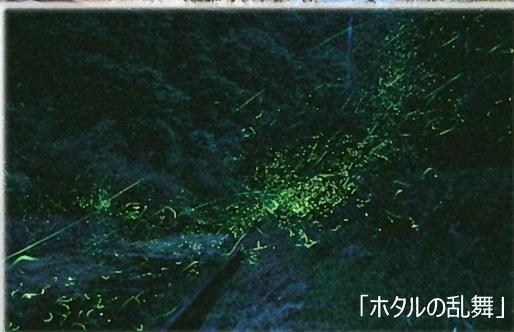


新名所

New!!



四ツ山



ホタルの乱舞

美都町板井川は、現在の柴犬のルーツとなる石州犬「石号」生誕の地です。

美都温泉の敷地内には、記念の石像が設置されています。



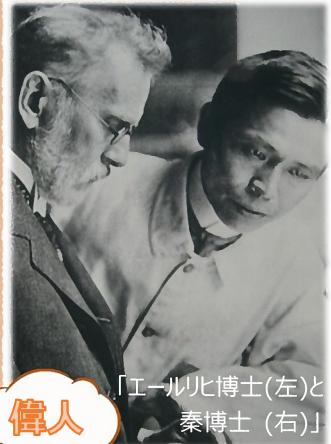
初夏のゆずの花



宇津川神宮社の銀杏



双川峡



偉人

エールリヒ博士(左)と秦博士(右)

梅毒の特効薬である『サルバルサン』を開発した秦佐八郎博士の出身地。美都町都茂には、今も生家が残ります。

春夏秋冬

春の桜、夏の青葉とホタル、秋の紅葉、冬はゆずと雪景色。地域に大切にされてきた四季折々の景観を楽しむことができます。



道の駅 サンエイト美都

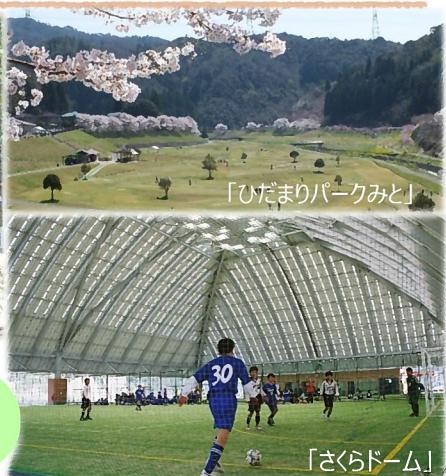
レジャー 道の駅 サンエイト美都・みと自然の森(キャンプ場)・ひだまりパークみと(グラウンドゴルフ施設)・さくらドーム(屋内運動場)などがあります。



みと自然の森



美都は
ゆずと桜のまち！



さくらドーム



いちご栽培に欠かせないミツバチ。受粉を助ける働き者！

R1.12 作成
R2.10 改訂
美都総合支所 地域振興課

農業に興味のある方

いちご栽培に興味のある方

下記へお問い合わせください !!

益田市産業経済部農林水産課

TEL : 0856-31-0312

FAX : 0856-24-0452

〒698-8650 島根県益田市常盤町 1 番 1 号

e-mail : noshin@city.masuda.lg.jp

益田市 HP



【美都町に関する問い合わせ先】

〒698-0292 島根県益田市美都町都茂 1803 番地 1

美都総合支所 地域振興課

TEL : 0856-52-2314 FAX : 0856-52-2190

e-mail : chiiki-m@city.masuda.lg.jp